

平成 29 年度 予算編成要領

1 基本的事項

平成 28 年度当初予算の一般財源額を基準として、以下の事項に留意して要求すること。

- (1) 定例的に支出される経常的な経費については、債務負担行為の設定や長期継続契約などにより、支出額が既に決まっているものを除き、28 年度の一般財源の範囲内において要求すること。
- (2) 扶助費などの法令の規定によって積算される経費については、国・県の動向を注視するとともに、自然増減のあるものは、決算の状況や対象人員を精査することなどにより、真に必要となる額を要求すること。
- (3) 普通建設事業については、後期推進計画などとの整合性に留意するとともに、国の動向等を十分に把握したうえで、財源の裏付けを持って要求すること。なお、施設等の維持管理については、ファシリティマネジメントの観点から中長期的な見通しのうえで要求すること。
- (4) 上記以外の新規事業については、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドによる見直しを図ることを基本とするほか、国の経済対策に係る事業を積極的に活用するなど、特定財源の確保に努めること。

※ 5 年以上同一の内容で実施している事業については廃止も含めた再検討を必ず行うこと。

- (5) 特別会計及び企業会計は、それぞれが独立した会計であることを認識し要求すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税や使用料等については、「沼津市収納対策アクションプラン」の歳入確保の取り組みを進め、自主財源の確保に努める。
- (2) 未利用土地や不用となった備品などについては、積極的に売却するなど、歳入確保に努める。
- (3) 前年度の実績を踏まえ、特定財源の確保に漏れがないよう的確に把握して要求する。
- (4) 国・県支出金については、国・県の動向を注視し、財源の確保に努める。特に、制度改正等によって生まれる新たな事業はもちろん、既存の補助事業についても補助基本額、補助率等を確実に把握したうえで要求する。
- (5) 使用料・手数料・利用者負担金等は受益者負担の原則に基づき、現行料金の算出根拠、設定年度、他市の状況等を十分に勘案し、現状の社会情勢に即した適正料金への見直しに努める。
- (6) 国・県以外の助成制度や民間資金の活用を図り、新たな財源の確保に努める。
- (7) 市債を充当する場合は、その充当率や財政措置について検討のうえ要求することとし、必要に応じて事前に財政課と協議する。
- (8) 基金については、積極的な運用に努め、運用益を適切に計上する。

3 歳出に関する事項

(1) 人件費

受託事業等において、人件費が対象になる場合には、制度上の最大限度を計上し、算出根拠を明らかにする。

(2) 物件費等

ア 報酬

- ・ 報償費と異なり、法令・条例に基づき支給されるものについて要求する。審議会等の委員報酬については、回数・金額等の根拠や妥当性を示したうえで要求する。

イ 賃金

- ・ 臨時職員の雇用経費は、人事課と未協議のものは認めない。

ウ 報償費

- ・ 基本的に役務の提供等に対する謝礼的意味合いの経費であることから、役務の内容、参加人数、経費等、金額の根拠となる資料を示したうえで要求する。なお、講演会等の講師に関しては、別途ライブラリーに示す要求基準表を参考とし要求する。

エ 旅費

- ・ 審議会等委員の視察研修は、原則として任期中1回限りとする。
- ・ 職員の旅費については、必要性を精査するとともに、人数は最小限とする。

オ 需用費

(印刷製本費)

- ・ 印刷物は、沼津市環境マネジメントシステムの趣旨にのっとり、その必要性を再度検討し、必要最小限とする。

(光熱水費)

- ・ 過去5年間の使用量と支出額の推移を示した資料と併せ、各課で実施している省エネ対策（節電対策等）を踏まえ予算要求する。
- ・ 都市ガス料金については、光熱水費で要求する。

(修繕料)

- ・ 既存施設の維持補修費については、改築や大規模修繕にかかる経費の抑制と平準化に努める。施設維持のための最適な時期及び対策を十分検討し要求する。
- ・ 現状機能の維持を目的とする修繕料の性質を理解し、工事請負費との区分に留意して要求する。

カ 委託料

- ・ 法的根拠と算出基礎が分かる資料と併せて要求する。
- ・ 業務の内容、範囲等を細部まで精査し、その必要性・専門性を有する部分（職員ではできないか、何を委託するのか、委託業務のうち、支援が必要となる部分は何か）及び費用対効果を明確にしたうえで要求する。

キ 使用料及び賃借料

- ・ 算出基礎が分かる資料と併せて要求する。
- ・ OA機器及びシステムの導入・更新は、情報システム課と協議済のものを要求する。また、共同利用・一括契約についても検討したうえで要求する。

- ク 工事請負費
 - ・修繕料との区分に留意して要求する。
 - ・箇所付けのある事業については、継続事業を優先とし、件数を絞り込み完成時期を明確にして要求する。
- ケ 備品購入費
 - ・公用車の買い替えについては、走行状態や使用状況を精査するとともに、より安価な車種への見直しや保有台数の縮減に努める。
- コ 負担金
 - ・要求に当たっては、加入の目的・効果とともに、負担額の算出根拠についても明確にする。
 - ・会議終了後等に行われる懇親会への参加負担金は認めない。

(3) 補助金等

- ① 補助金は、事業費補助・運営費補助を問わず、公益上必要があると認めた場合に支出するものであるため、助成団体等に対し事前にヒアリングを実施するなど、活動内容や補助対象事業、また団体の収支状況（予算書・決算書等による）を見極めたうえで算出根拠及び助成理由を明らかにする。特に運営費補助金については、活動の時期や経営状況等（前年度繰越金や積立金を含む）を把握し、真に必要となる額を要求する。
- ② 補助率等の妥当性の判断については、他市の例を積極的に情報収集する。
- ③ 検討の結果、目的を達したものの、社会経済事情に合わなくなったもの、補助効果が乏しいもの等については、廃止することとし、廃止に至らないものについても、サンセット方式の導入や上限額の設定等、制度を再設計する。
- ④ 原則として、新設及び増額は認めないが、新規の要求をする場合についてはサンセット方式の導入等についても検討したうえで要求する。
- ⑤ クラウドファンディングなど新たな手法についても検討のうえで要求する。

4 その他

- (1) 指定管理者制度の導入や民間委託化については、行政改革プランに基づき要求する。
- (2) 見積書は担当課が各業者から直接徴する。見積業者については2者以上とし、必要に応じて総務課と協議する。
- (3) 複数年にわたり継続契約をするもので、長期継続契約や債務負担行為の性格を有するものについては、事前に財政課と協議する。
指定管理料については、新規及び更新の際に債務負担行為を設定する。
- (4) 国・県の補助事業から、市単独事業への切り換えは、原則として認めない。
- (5) 基金を取り崩して充当する事業については、目的と内容を精査して必要最低限で要求する。
- (6) 標準予算（経常的な経費に関する予算）のうち、その内容に裁量的余地のある事業については、安易に標準予算として要求するのではなく、事前に財政課と協議のうえ、政策予算として要求する。

5 提出期日

- ・提出期日 10月 3日 (月)・・・標準予算、補助金等に関する調書 (該当事業のみ)
- 10月 18日 (火)・・・歳入予算、政策予算、補助金等に関する調書、その他 (事業継続費調書、債務負担行為調書・調査票、長期継続契約調査票)、特別会計、企業会計、市長・副市長ヒアリング用提出資料